

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 2 0 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和 6 年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策については、対象者の抗体保有率を令和 7 年 3 月末までに 90%に引き上げるという目標を掲げており、貴会におかれましては、これまでもその実施に御協力をいただき、感謝申し上げます。

風しんの追加的対策は、令和 6 年度末で終了予定であり、都道府県及び市町村（特別区を含む。）に、別紙 1 のとおり、クーポン券の発行等について、対応を依頼しております。

これに伴い、実施機関においても御対応いただきたい事項を、以下のとおりまとめましたので、内容について御了知いただくとともに、関係機関に周知をお願いいたします。

記

1 都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）による請求・支払い事務処理の終了について

集合契約に基づいて国保連合会が代行する請求・支払い事務が、令和 7 年 3 月 10 日（必着）をもって終了いたします。

各実施機関におかれましては、令和 7 年 3 月分の費用請求については、クーポン券を発行した市区町村へ、直接費用の請求を行っていただくようお願いいたします。（別紙 2）

2 市区町村別請求書について

令和 7 年 3 月 1 日から 3 月末までの間に実施した抗体検査及び予防接種に係る費用について、各実施機関におかれましては、令和 7 年 4 月 10 日までに、市区町村別請求書、クーポン券が貼付された受診票又は予診票とともに所定の形式に編綴し、クーポン券を発行した市区町村へ送付をお願いいたします。

※市区町村別請求書の様式はこちらに掲載しています。

厚生労働省HP 様式等（風しんの追加的対策関係）「市区町村別請求書」

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html

3 過誤調整について

令和7年3月末までは、「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る過誤調整事務マニュアル」に応じて国保連合会が過誤調整及び未請求分・再請求分への対応を実施します。同年4月以降の過誤調整及び未請求分・再請求分への対応は、各実施機関と市区町村とで相談・連携の上、ご対応ください。令和7年3月末までの過誤調整に係る事務に関する問い合わせは、各国保連合会へご確認ください。

4 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）の製造販売業者による自主回収への対応について

今般のMRワクチンの製造販売業者による自主回収

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index_00002.html) に伴い、MRワクチンの本対策への供給が不足する医療機関があるかと存じます。

定期予防接種として乾燥弱毒生風しんワクチン（風しん単独ワクチン）を使用することが可能ですが、「風しんの追加的対策」において風しん単独ワクチンを使用して予防接種を実施される場合は、通常の実施スキームと異なるため、予め対象者の住民票のある市区町村にご確認ください。

<参考>

- ・ 別紙1 令和6年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）
- ・ 別紙2 令和6年度の運用と流れについて

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 1 8 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和 6 年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）

平素より、感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

風しんについては、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性（令和 6 年 1 月時点で 44 歳から 61 歳）を対象とする「風しんの追加的対策」において、令和 7 年 3 月までに、本対策の対象者の抗体保有率を 90%に引き上げるという目標を掲げています。当該目標を達成するためには、令和 7 年 3 月までに抗体検査を約 920 万人に受けていただく必要があることから、本対策の対象者に対してクーポン券の早期発行や普及啓発を行うことが非常に重要です。

「風しんの追加的対策」については、これまで「風しんの追加的対策に係る対応について（協力依頼）」（平成 31 年 2 月 22 日付け健健発 0222 第 5 号・健感発 0222 第 2 号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）等により、必要な対応に御協力いただいていたところですが、今般、令和 6 年度に都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において御対応いただきたい事項を、下記のとおりまとめました。

つきましては、下記事項について御了知いただくとともに、関係者への周知等を図っていただき、令和 6 年度も「風しんの追加的対策」にかかる御協力をお願いいたします。

記

1 令和 6 年度のクーポン券発行対象者について

- (1) 市区町村は、令和 6 年度の本対策として、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性のうち、過去にクーポン券の使用が確認出来ない者に対し、クーポン券の再発行及び送付を行うこと。

なお、風しんの抗体検査および予防接種に係るクーポン券の有効期限については令和 7 年 2 月末を基本とし、他方で、予防接種法に基づく接種は同年 3 月末までとされているため、対応には留意すること。

- (2) 令和6年度当初からクーポン券を使用できるよう、早期にクーポン券が対象者の手元に届くように準備を進めること。
- (3) 4月1日前後は市区町村間の住民異動が多いことから、転入者については令和6年4月末までにクーポン券を一括で発行・送付することが望ましい。
- (4) 市区町村の転出があった場合には、送付されたクーポン券が使用できないため、クーポン券の送付時に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。

2 令和5年度までに発行されたクーポン券の取扱いについて

- (1) 上記1のとおり令和6年度のクーポン券の発行を行わない場合、令和5年度までに発行されたクーポン券は、例外的に令和7年2月まで使用可能とする。
- (2) 前項の対応を行った場合には、クーポン券未使用であった者に対して、再勧奨を行うこと。
- (3) 市区町村の転出があった場合には、令和5年度までに送付されたクーポン券が使用できないため、再勧奨の際に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。
- (4) 有効期限を延長したクーポン券で、委託料を改定したものについては、実施機関において、当該クーポン券を発行した市区町村の委託料改定の有無を確認（※以下4(2)で示す新旧価格表を使用。）し、クーポン券面額に変更がある場合は、旧金額に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記載する。実施機関は、クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめの上、代行機関を通じて市区町村へ請求を行うものとする。
- (5) なお、委託料が改定された市区町村のクーポンであっても、実施機関において委託料の訂正がなされない（印刷済みの券面額がそのまま表示されたクーポンを代行機関に提出する）場合は、印刷済みの券面額により市区町村に請求される。このため、市区町村においては、改定後（令和6年度）の委託料と改定前（令和元年度から令和5年度）の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

3 前倒し発行したクーポン券の取扱いについて

令和5年度の当初に発行したクーポン券と、令和5年度末に前倒し発行した令和6年度用のクーポン券の券面額が異なる場合については、令和5年度中は、いずれも有効期間内であることから、実施機関は、印刷済みの券面額に基づき請求を行うものとする。このため、市区町村においては、改定後の委託料と改定前の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

4 委託料改定を行う場合の手順

- (1) 委託料を改定する場合は、改定前の金額及び改定後の金額を、令和6年3月27日までに、別紙様式により、各都道府県担当において管内市区町村分を取りまとめ、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課へ報告すること。
- (2) 厚生労働省は、実施機関や代行機関等において委託料の確認を行えるよう、価格改定のあった市区町村について、新旧価格表を作成し、公表（周知）する。

※ 市区町村が委託料を改定する場合には、当該市区町村の新旧の委託料を公表するとともに、全国の実施機関等に目視での対応を求めることとなることについて、関係者と理解を共有しておく必要がある。また、当該市区町村内の実施機関への取扱いの周知については、当該市区町村が、関係者と協力の上遺漏なきを図るものとする。

5 その他

風しん対策の実施率の向上には、広報等を充実させ、認知度を向上させることも重要であるため、更なる啓発に努めること。なお、厚生労働省においても、ホームページで関連情報まとめたページを作成するとともに、啓発用ポスター（別紙１～３）を作成しているので、周知・啓発にあたってはこれらを活用されたい。

（参考１）厚生労働省ホームページ：企業における風しん対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_kigyo.html

（参考２）厚生労働省ホームページ：風しんの追加的対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

（参考３）普及啓発サイト（厚生労働行政推進調査事業費の新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「風しん第5期定期接種の対策期間延長における風しん予防接種促進に関する研究」より）

<https://www.cider.osaka-u.ac.jp/rubella/>

※令和６年３月２５日に更新予定のため、ポスターをダウンロードする場合は、３月２５日以降に行っていただきますようお願いいたします。

6 事務処理について

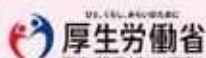
都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）との「風しん抗体検査及び定期の予防接種の費用の支払に係る委託契約」は令和７年３月末までであるが、集合契約に係る請求・支払い事務処理は令和７年３月１０日（必着）までの提出分をもって終了すること、提出期限を過ぎると国保連合会にて過誤調整及び未請求分・再請求分への対応が出来なくなることから、市町村が国保連合会から引き継ぎ医療機関等と直接対応することとなりますので、その旨、管下市区町村等への周知の方よろしくお願いいたします。



愛する娘の結婚式 私は腕を組んで入場できなかった



本ポスターは、厚生労働行政推進部事業費の助成・両府県委託及び
予防接種推進推進研究事業「風しん歴と抗体保有率の付帯調査」に
おける風しん予防接種に関する研究、の成果です



自由体から送られているクーポン券で抗体検査と予防接種が無料

風しん 厚生労働省

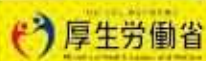
Q 検索



(別紙2)



部下と成功を喜び合えなかった



自治体から送られているクーポン券で抗体検査と予防接種が無料

風しん 厚生労働省

検索



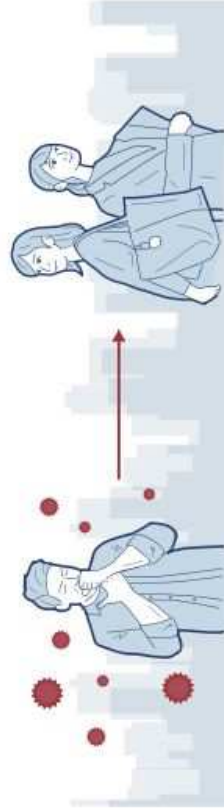
※クーポンは、厚生労働省が定める自治体から送られるクーポン券で、有効期限は2025年2月末までです。風しん抗体検査と予防接種は、クーポン券を提示することで無料となります。詳しくは、各自治体のホームページをご覧ください。

45～62歳男性の皆様へ

風しんの抗体を持っていると 思い込んでいませんか？

- 1：この年代の男性には、公的な予防接種が行われていません
- 2：他の感染症の水ぼうそう・はしかと混同している場合があります

あなたがきっかけで、妊娠初期の女性が**風しんに感染**すると
赤ちゃんが心疾患・白内障・難聴をもって生まれる可能性が**あります**



未来の子どもたちを守るために『無料の抗体検査』を受けましょう！

ステップ1

二次元コードから医療機関を検索し、
抗体検査の予約をする

→

ステップ2

抗体検査を受ける

月

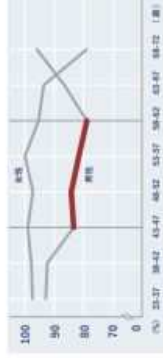
日

時

分

風しんの抗体検査のクーポン券の有効期限は基本的に2月末です！

45～62歳男性の『あなた』は、風しんに感染する可能性が高いです



2022年4月時点の年齢別感染率

風しんとは

感染症のなかでくしゃみ、発熱などで呼び起こされる風疹（ふうじん）を略して風しんと呼びます。小児は発熱、発疹、骨や関節の痛みなどの症状が現れます。まれに流産や胎児死亡につながることもあります。成人は発熱、関節の腫痛、関節痛などの重篤化の可能性がります。

先天性風しん症候群とは

妊娠初期（20週以前）に風しんに感染すると、赤ちゃんが先天性心疾患・白内障・難聴を併発とする先天性風しん症候群をもつて生まれてくる可能性があります。

同年代男性の『約460万人』が、過去5年間に抗体検査を受けました



2019年度以降の5年間で、厚生労働省が風しんの拡大防止のために実施している無料の抗体検査を受けた人は、約460万人に上ります。

風しんは無症状でも人に感染をさせてしまう可能性があるため、抗体検査と予防接種により集団免疫を確立することが重要です。

出典：厚生労働省、日本経済新聞

ステップ3：風しんの抗体がなかった場合

医療機関で『予防接種』を受けましょう！

風しんの予防接種のクーポン券の有効期限は基本的に2月末です！

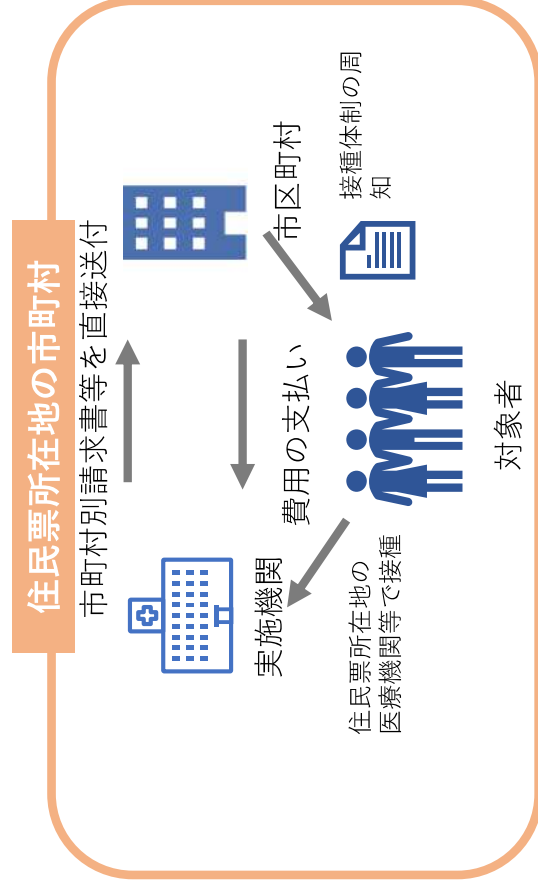
本リーフレットは、厚生労働省行政評価局政策推進課の所管・関係自治体の予防接種推進連絡会が作成した「風しん風疹予防接種の推進」の一環として作成されたもので、関係自治体の関係機関に配布されます。



- 都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」）が集合契約に基づいて代行する請求・支払い事務は、令和7年3月10日（必着）までに受け付けられた分をもって終了となるため、抗体検査および予防接種に係るクーポン券の有効期限については令和7年2月末を基本としている。
- **抗体検査の実施については、事務簡便化の観点からこの期限と連動させて令和7年2月末で終了することを推奨。**
- 予防接種については、予防接種法に基づく接種は同年3月末までとされているため留意されたい。なお、令和7年3月1日から3月末までの間の抗体検査および予防接種に係る国保連合会による市区町村間で請求・支払い事務の調整はできなくなるため、その期間の請求の受理・支払いは各市区町村で事務を処理していただく。
- 市区町村においては、各実施機関や対象者に対して、前もって実施予定・体制に基づいた周知や推奨を実施していただきたい。

基本とする対応

- **抗体検査の実施については、令和7年2月末で原則終了とすることを推奨。** その場合、同年3月の請求・支払いに係る対応は原則不要。
- 3月1日から3月末までの間、予防接種においては、住民票所在地の市区町村に所在する医療機関等での接種を推奨。その期間の請求の受理・支払いに関する事務手続等は各市区町村でご対応いただく。



基本外の対応

- 令和7年3月末まで抗体検査を実施する場合は、左記の基本とする対応に準じること。
- 同年3月に、住民票所在地以外で抗体検査および予防接種が発生した場合は、実施機関はクーポン券の発行した市区町村に請求書等を直接提出していただく。

